

## Main topic

### 事務所開設1周年を迎えました。

平成29年6月1日、半田知多総合法律事務所を開設し、無事に開設1周年を迎えることができました。

独立のご了解いただきました弁護士法人名古屋総合法律事務所の浅野了一先生をはじめ、ご相談・ご依頼いただきましたお客様、開設に尽力いただきました皆様に感謝の念が堪えません。

深く御礼を申し上げます。

今後とも知多半島を中心に、一般市民と中小企業の皆様に法的サービスの提供を通じて貢献する所存です。



半田知多総合法律事務所  
弁護士（愛知県弁護士会所属）

Hidesige Hirano

平野秀繁

## Sub topics



### 遺言で特定の相続人の相続分をゼロにできますか？

遺言により相続分がないとされた場合でも、相続人の最低限の取り分（遺留分）が存在します（民法1028条）。

直系尊属のみが相続人の場合は法定相続分の3分の1、それ以外のケースでは2分の1が遺留分となります。例えば、配偶者と子2人が相続人であった場合には、子1人あたりの相続分が4分の1ですので、その2分の1である8分の1が子の遺留分割合となります。

生前贈与等の存在によっては、遺留分が発生しない場合もありますが、遺留分に配慮せず遺言を作成することは相続人間での紛争のもととなり、何のために遺言を作成したのか分からなくなります。

弁護士が遺言を作成する場合には、特定の相続人に遺留分侵害をしない程度に相続させたり、付言事項で生前贈与の存在を明記して遺留分侵害が発生していないことを明確にさせたりする等の遺留分に配慮した遺言を提案し、後のトラブルを予防します。

なお、相続人が虐待、重大な侮辱を加えた等の特殊なケースでは、生前の請求や遺言により相続人の廃除を家庭裁判所に求めることが可能です。



遺言は  
遺留分に  
気を付けて

### 事務所だより

#### ～ぎっくり「首」にご用心～

先日、弁護士がぎっくり「首」になりました。

その名の通り、「ぎっくり腰」の首バージョンです。

激痛だったようで、1日動くこともままならなかつたとのこと…

Tシャツに腕を通す際に負傷したようです。

皆さんもストレッチをして軟かい体を作りましょう。（文責：原）



半田知多総合法律事務所

〒475-0922

愛知県半田市昭和町1丁目29番地

セントラル知多半田4階

TEL: 0569-47-9630



弊所ホームページもご覧ください。

URL: <http://handalaw.jp>

半田知多総合法律事務所

検索